

組合ニュース

発行：2015年3月19日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail：oitauu@fat.coara.or.jp

代償措置(激変緩和措置)の提案を約束

第7回団体交渉報告

去る2015年3月17日13:10から1時間にわたり、団体交渉が教養教育棟3階第2会議室で行われました。法人からは6名、組合からは10名の出席がありました。

■法人、独自の激変緩和措置の必要性を認める

最初に石川理事から、法人としての考え方が述べられました。それによると、4月からの平均2%の給与引下げに対しては、人事院勧告における3年間の現給保証とは別に、法人独自の具体的な激変緩和措置が必要であるとの考え方が示されました。これは前回の交渉で、組合が不利益変更に対しては代償措置が必要であると指摘したのに対して、「再検討する」との返答が具体化されたものと考えられます。法人は「代償措置」という言葉は最後まで用いませんでしたが、事実上、法人が組合に歩み寄ったことについては評価できます。また、組合が「2015年度からの賃上げ等に関する要求書」の中で要求していた、ラスパイレス指数を高めるよう賃上げを行うこと・非常勤職員の待遇改善を行うことの2点については、法人から具体的な措置は提示されませんでした。具体的な措置について、労使で忌憚のない意見交換を行い、時間をかけて話したいとの提案がなされました。

激変緩和措置の具体的な中身については、法人は1週間以内に回答したいと答え、1週間後に団体交

渉が設定されました。

■法人の激変緩和措置、効果は限定的か？

さらに法人からは、現在検討している激変緩和措置の方向性が示されました。それによると、

- ・特例休暇の導入や勤勉手当の増額をはじめ、過去の措置を見ながら検討する
- ・措置は原則として27年度限りの時限的措置を検討する。ただし、28年度以降も誠意をもって交渉にあたる

というものでした。

組合はこれらの方向性に対して、次のようにそれぞれの問題点を指摘しました。

- ・特例休暇については、すべての教職員が万遍なくとれるものの、出勤に伴う支給金は特定部局に集中する
- ・今回の給与引下げが持続的かつ広範にわたることから、一時的措置では十分ではなく、また来年度以降に検討を先送りすると空約束の可能性も生じてしまう

つまり、法人の提案する激変緩和措置では、その効果が極めて限定的なものになりかねないということです。



■ 組合、恒久的で広範な措置を提案

組合はこうした問題点を指摘した上で、次のような検討の方向性を示しました。今回の給与引下げが持続的かつ広範にわたることから、

- ・ 代償措置は、すべての教職員に万遍なく行き渡る広範なものを検討すべきである
- ・ 代償措置は、一時的・時限的ではなく恒久的・持続的なものを検討すべきである

というものです。

さらに組合は、2つの具体的な提案をしました。1つ目は大学独自の地域手当の導入です。独自地域手当は、現在、福岡教育大学で導入が予定されているものであり、実現可能な提案です。また、これは持続的かつ広範な措置でもあります。この提案に対して法人からは、地域手当などの調整手当は、その趣旨や目的を考えると代償措置には相応しくないとの考えが示されました。これに対して組合は、適切な制度設計を行えば趣旨や目的に反することなく導入可能であると反論しましたが、法人からの回答はありませんでした。

2つ目は、現在法人から提案されている3年間の時限的な現給保証に代えて、現給を回復するまで恒久的に保証期間を延長するよう提案しました。これに対して法人は、人事院勧告と異なる3年間以上の保証は行わないとかたくなに主張しました。

■ 一時的措置にこだわる法人：ただし広範な措置には理解

法人は、激変緩和措置が来年度限りのものであると繰り返し主張しました。恒久的・継続的措置が難しいとする理由について組合が問い質したところ、法人は、現在国立大学法人のあり方そのものが問われている時期であり、先が見えない不確定な部分が多く、この場で確約できる部分が少ないからであると述べました。これに対して組合は、恒久的・継続

的措置が難しいと主張するならば、その根拠を具体的な財務データで示して欲しいと主張しました。法人は、データを準備する努力をすると回答したものの、一時的措置にこだわる態度に変更はありませんでした。

今のところ、法人と組合との間で一時的な措置か恒久的な措置かで意見の対立はありますが、法人曰く、すべての教職員に気持ちよく働いて欲しいと考えており、激変緩和措置が万遍なく広範に行き渡るようにという組合の主張は理解できるとしました。組合も、教職員が頑張れる職場環境を作って欲しいと考えており、法人の考え方に理解を示しました。それと同時に、現給保証を3年間に制限する法人の提案は、3年後に給与を引き下げるから頑張れと言うに等しいおかしい提案であり、広範囲かつ恒久的な措置が必要であることを改めて主張しました。

■ 山場を迎える団体交渉

今回の団体交渉で法人は、激変緩和措置が万遍なく教職員に行き渡るようにする点について、一定の理解を示しました。次回の団体交渉では、どれだけ広範な措置を確保できるか、また平行線を辿っている恒久的な代償措置について、新たにどのような提案がなされるかが争点になります。組合員の皆さんには引き続き注目していただきたいと思います。

教職員共済生協の  教職員共済

新・終身共済 ここが、おすすめ！

一生運の死亡と高度障害の保障です。解約時には解約返戻金が支払われるので、まとまった資金が必要になった時にも役立ちます。

資料請求・お問い合わせは **FAX 03-5579-8230 TEL (0120-628-095)**
教職員共済生活協同組合 大学事業所